

自治体情報システムの標準化・共通化に向けた移行方針の策定等について

このたび、自治体情報システムの標準化・共通化に向けた移行方針を策定したので報告する。今後は、この移行方針に基づき、自治体情報システムの標準化・共通化を着実に推進していくこととする。

1 国の基本方針について

(1) 背景

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。)が令和3年5月12日に成立し、同年9月1日に施行された。標準化法第5条では、「政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。」とされ、同年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「基本方針は令和3年度(2021年度)中を目途に定める。」とされていた。

そうした中、標準化を進めるにあたっては多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進める必要があるとして、令和4年4月19日、国において、基本方針【0.8版】が作成された。「基本方針【0.8版】」とは、「基本方針案」という趣旨である。

国は、この基本方針【0.8版】について、全自治体に対する意見照会、自治体及び事業者へのヒアリングを実施した上で基本方針【1.0版】案を提示し、更に意見照会を実施し、令和4年夏に基本方針【1.0版】を決定する予定である。

(2) 基本方針【0.8版】の主な内容

ア 移行時期について

令和3年12月に策定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標としている。事業者等に対する調査を行い、地方自治体の意見を丁寧に聴きながら、令和4年夏までに標準準拠システムへの移行のあり方について定めることとする。

イ 独自施策システムとの関係

標準準拠システム以外のシステム(独自施策システム等)は、標準準拠システムと情報連携する場合には、原則、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合

する形（API連携）で構築する。ただし、標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムを同一のパッケージとして事業者が提供している場合には、令和7年度までに標準準拠システムへの移行を行うことを前提に、標準準拠システムへの移行をした時点から次の更新の時期までの間を目処に、経過措置として、パッケージの提供事業者の責任において標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムの間連携等を行うことを可能とする。

ウ ガバメントクラウドの利用について

標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドと比較して、ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境の方が、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、当該ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境を利用することを妨げない。また、密接関連システムについては、ガバメントクラウド上に構築することができる。

2 標準化・共通化に向けた区の移行方針

区は、令和6年5月の新庁舎移転という大きなイベントがある中で、目標時期である令和7年度までに国から示された標準仕様書と各業務との整合性を検証して業務の見直し・改善を行い、情報システムの標準化・共通化を着実に進めていかなければならない。

よって、国の基本方針【0.8版】を踏まえ、以下のとおり、標準化・共通化にかかる基本的な考え方、事業者（ベンダ）の選定方法等を示した移行方針を策定する。

（1）基本的な考え方

移行方針は、自治体情報システムの標準化・共通化に向け、リスクを避け、円滑な標準準拠システムへの移行を実現するための方針を定めたものであり、基本的な考え方は以下のとおりである。

ア 国が定める期間内に標準化に対応する

標準化法第4条第2項では、「地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地方公共団体情報システムの標準化を実施する責務を有する。」とされ、標準準拠システムへの移行が自治体に義務付けられているため、国で定める期限である令和7年度末までに、対象業務の全てにおいて標準準拠システムへの移行を完了させることとする。

イ 標準準拠システムへの移行の時期は、新区役所移転への時期を考慮する

区固有のイベントとして、令和6年5月に新庁舎への移転を予定しており、そのことを慎重に考慮した上で、移行を行うこととする。

ウ ガバメントクラウドの活用を検討する

標準化法第10条では、「地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第29条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。」とされ、ガバメントクラウドの活用が努力義務とされている。現在、ガバメントクラウドについては国において複数の自治体を対象とした先行事業が実施されている。区としては、その検証結果やガバメントクラウド上での標準準拠システムのリリース時期等を踏まえ、ガバメントクラウドの活用について検討を行うこととする。

(2) システム移行に係る想定パターン

令和3年7月7日に総務省から発出された「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」では、システム移行にかかり、下図のいずれかのパターンに分類されることが想定されるとされている。

パターン	概要
Aパターン	<u>ベンダ切替により標準化基準に適合するパッケージを利用するパターン</u>
Bパターン	<u>ベンダを切替えず標準化基準に適合するパッケージにバージョンアップするパターン</u>

(3) 事業者（ベンダ）の選定方法

標準化の目的の一つとして、「ベンダ・ロックインの解消」ということがあがっているが、区においては、平成20年3月に策定した「中野区情報システム調達ガイドライン」に基づき、住民基本台帳や児童手当、国民健康保険など、対象業務を含む基幹系の業務にかかるシステムについて、原則としてオープン調達を行っており、「ベンダ・ロックイン」の状態とはなっていない。

よって、事業者（ベンダ）の選定については、自治体情報システムの標準化・共通化の趣旨を踏まえた上で、システムの機能、システム移行にかかる期間や費用、移行支援等などの項目を検討し、システムごとにいずれかの方法により実施することとする。

ア Aパターン（ベンダ切替により標準化基準に適合するパッケージを利用する）

〔適用基準〕 次の基準に一つでも該当する場合

(ア) 現行のベンダが、標準化基準に適合するパッケージの提供を予定していない場合

(イ) 現行のベンダが、区が必要とする現行パッケージのカスタマイズ機能相当を提供できない場合

(ウ) 上記のほか、現行のベンダを切り替える必要がある場合

イ Bパターン（ベンダを切替えず標準化基準に適合するパッケージにバージョンアップする）

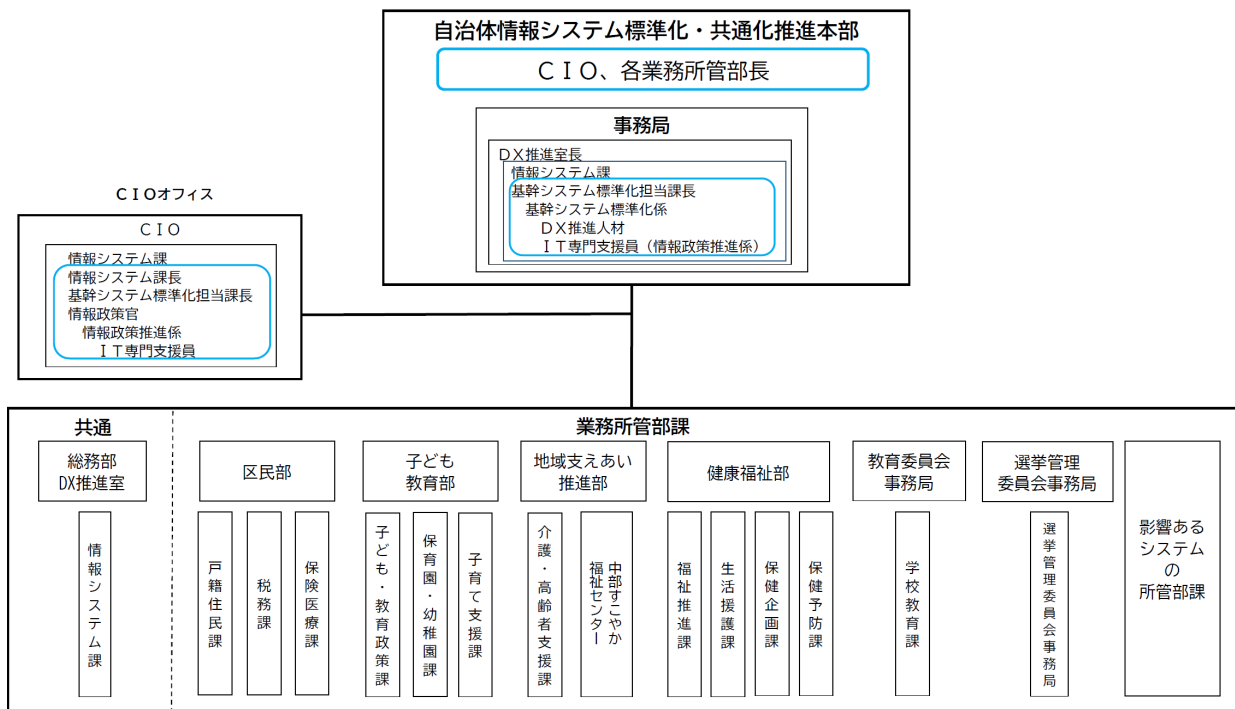
〔適用基準〕 上記アの「適用基準」に該当しないことが前提であり、次の基準に一つでも該当する場合

- (ア) ベンダ切替により、システム移行（要件定義、構築、データ移行、システムの受け入れ）が期間内に完了できない場合
- (イ) ベンダ切替により、区が必要とする現行パッケージのカスタマイズ機能相当を期間内に提供できない場合
- (ウ) 標準化基準に適合するパッケージと標準化基準に適合するパッケージ以外が同一パッケージであり、ベンダ切替により他のパッケージへの移行が期間的に困難な場合
- (エ) 現行ベンダ以外に標準化基準に適合するパッケージへの移行の支援するベンダが他にいない場合
- (オ) 現行ベンダの契約期間が満了していなく、ベンダ切替により契約期間の途中で契約を解除することとなり、そのことによる損害賠償を請求されるおそれがある場合

3 推進体制及び各種会議体

(1) 推進体制

自治体情報システムの標準化・共通化を進めるにあたり、中野区最高情報統括責任者C I O（副区長）をトップとし、下記の体制により、全庁横断的な取組として推進していくこととする。



(2) 各種会議体

ア 推進本部会議

構成員：C I O、業務所管部長、C I Oオフィス（情報システム課長、情報政策官、I T 専門支援員）、事務局（D X 推進室長、基幹システム標準化担当課長、基幹システム標準化係）

議題等：全体進捗の確認、重要課題に対する方針確認

イ 業務所管課長会議

構成員：業務所管課長、C I Oオフィス（情報システム課長、情報政策官、I T 専門支援員）、事務局（D X 推進室長、基幹システム標準化担当課長、基幹システム標準化係）

議題等：事務局からの全体進捗状況報告（概要版）、主な横断的な課題の検討、全体に係る事項（共通機能等）の確認

ウ 業務リーダー会議

構成員：業務責任者、業務担当者、C I Oオフィス（情報政策官、I T 専門支援員）、事務局（基幹システム標準化担当課長、基幹システム標準化係）

議題等：事務局からの全体進捗状況報告（詳細版）、推進本部会議及び業務所管課長会議の報告及び指示事項、業務リーダーからの状況及び個別課題の報告、事務局からの情報システム課内の会議の報告、横断的な課題の確認及び検討

4 今後のスケジュール

令和4年夏 【国】基本方針【1. 0版】決定

【国】第1期の標準仕様書の改定、第2期の標準仕様書の決定、
データ要件・連携要件の標準仕様書の決定

令和4年9月～ 【区】システム移行計画作成

令和6年5月 新区役所への移転

～7年度末 全ての業務システムの標準化完了（ガバメントクラウドの活用）